

PATENT ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
ORIENT CHEMICAL INDUSTRIES, LTD.	05/29/2009
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	ORIENT CHEMICAL INDUSTRIES CO., LTD.
Street Address:	7-14, SHINMORI 1-CHOME, ASAHU-KU
City:	OSAKA-SHI, OSAKA
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Application Number:	11571916
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(914)941-5855
<i>Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.</i>	
Phone:	9149419143
Email:	perryc@mcglewtuttle.com
Correspondent Name:	CECELIA M. PERRY
Address Line 1:	MCGLEW AND TUTTLE, P.C.
Address Line 2:	SCARBOROUGH STATION
Address Line 4:	SCARBOROUGH, NEW YORK 10510-9227
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	72464
NAME OF SUBMITTER:	CECELIA M. PERRY
Total Attachments: 7 source=Doc101018-004#page1.tif source=Doc101018-004#page2.tif source=Doc101018-004#page3.tif source=Doc101018-004#page4.tif source=Doc101018-004#page5.tif	

OP \$40.00 11571916

501339450

**PATENT
 REEL: 025239 FRAME: 0982**

source=Doc101018-004#page6.tif

source=Doc101018-004#page7.tif

**ARTICLES OF INCORPORATION
OF
ORIENT CHEMICAL INDUSTRIES CO., LTD.**

CHAPTER I GENERAL PROVISIONS

(Trade Name)

**Article 1 The Company shall be called Orient Kagaku Kogyo Kabushiki Kaisha
and shall be rendered in English as Orient Chemical Industries Co.,
Ltd.**

CHAPTER VI SUPPLEMENTARY PROVISIONS

(Handling of Unstipulated Matters)

**Article 33 Matters not stipulated herein shall all be governed by the Companies
Act, Act on Arrangement of Relevant Acts Incidental to Enforcement of
the Companies Act and other statutes.**

Amended on May 29, 2009

オリエント化学工業株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、オリエント化学工業株式会社と称し、英文では Orient Chemical Industries CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 染料、顔料および同中間物の製造、加工並びに販売
2. 医薬品、農薬品の製造、加工並びに販売
3. 食料、飼料、合成樹脂等の添加物その他化学製品の製造、加工並びに販売
4. 各種化学工業に関連する機械設備およびシステムの開発、機器の製作、販売並びにこれらのコンサルティングの業務
5. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を大阪市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は大阪市に於て発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、72万8000株とする。

(株券の発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行する。

(株 券)

第7条 当社が発行する株券は記名式とし、1株券、10株券、100株券、500株券および1000株券の5種類とする。

但し 100 株未満の株式については、その株数を表示した株券を発行することができる。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡により取得をするには、取締役会の承認を受けなければならない。

- ② 株主が当会社に譲渡承認請求をし、又は株式取得者が当会社に取得承認請求をするには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印して、これを提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の変更、抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 10 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- ② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第 11 条 名義書換等を請求するには、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によって、一定の日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

ただし、この場合には、その一定の日の 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。

② 前項の規定は、届出事項に変更が生じたときの、その事項に関しても同様とする。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第 14 条 定時株主総会は毎事業年度終了後 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(招集及び議長)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、社長たる取締役が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

② 株主総会においては社長たる取締役が議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

③ 株主総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、議決権を有する各株主に対して、その通知を発することを要する。

④ 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに開くことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに押印する。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役会及び監査役の設置)

第 19 条 当会社には、取締役会及び監査役を置く。

(取締役、監査役の員数)

第 20 条 当会社の取締役は 7 名以内、監査役は 2 名以内とする。
なお、当会社の監査役の監査範囲は、会計に関するものに限定するものとする。

(取締役及び監査役の選任)

第 21 条 取締役及び監査役は、株主総会の決議によって選任する。
② 取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
② 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
③ 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。
④ 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役の解任)

第 23 条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上を持って行う。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。

但し緊急の必要があるときは更にこの期間を短縮することができる。

取締役全員の同意があるときは、招集の通知を省略して取締役会を開くことができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第 25 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

- ② 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を代表する。
- ③ 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
- ④ 社長は会社の業務を執行し、会社を代表する。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。

(報酬等)

第 29 条 取締役及び監査役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 31 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下

「期末配当金」という。)を支払う。

(期末配当の除斥期間)

第 32 条 期末配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

② 未払の期末配当金には利息をつけない。

第 6 章 補 則

(規定外条項)

第 33 条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律その他の法令によるものとする。

以 上

平成 2 1 年 5 月 2 9 日 改正